金融審議会 新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関する ワーキング・グループ 報告(平成25年12月25日)の概要

起業・新規ビジネスの創出



経済の持続的な成長の実現

技術やアイデアの事業化に必要な資金を供給

事業化段階等におけるリスクマネーの供給促進策

1. クラウドファンディング ※の利用促進

投資型クラウドファンディングを取り扱う 業者について参入要件を緩和。一方で、 投資者保護のためのルールを整備。

2. 非上場株式の取引・換金のための 枠組み

地域における資金調達を促進する等の 観点から、非上場株式の一定の取引・換 金二一ズに応えるため、新たな非上場株 式の取引制度を整備。

3. 保険子会社ベンチャーキャピタルによるベンチャー企業への投資促進

保険子会社ベンチャーキャピタルによる 投資を促進するため、追加出資時の出資 先企業に係る中小企業要件を撤廃。

ベンチャー企業支援を巡る諸課題

ベンチャーキャピタル等によるベンチャー 企業支援を巡る現状認識及び課題を整理。 飛躍・発展に向けて 必要な資金を供給

新規上場の推進策

1. 新規上場に伴う負担の軽減

- ① 新規上場時に開示が必要な財務諸表 を過去5年分から過去2年分に軽減。
- ② 新規上場後3年間に限り、「内部統制 報告書」に対する公認会計士監査を免除。
- 2. 新興市場の最低株主数基準の 引下げ

新興市場における新規上場を推進していく観点から、最低株主数基準を引下げ。

成熟・グローバル化等に伴い 必要な資金を供給

上場企業の資金調達の 円滑化

1. 上場企業の資金調達に係る期間 の短縮

市場でよく知られた企業の増資について、届出から有価証券の発行までの期間を短縮。

(「有価証券届出書」の提出から効力発生までの「待機期間」を撤廃。)

2. 「届出前勧誘」に該当しない行為 の明確化

法令上禁止されている「届出前勧誘」 に該当しない行為を明確化することにより、増資予定企業の情報発信等を促進。

その他の制度整備

- 1. 上場企業が自社株を取得・処分する場合には、「大量保有報告書」の提出義務を免除。
- 2. 虚偽の開示を行った上場企業が流通市場の投資家に負う損害賠償責任の見直し。 (「無過失責任」から「過失責任」(ただし、挙証責任は上場企業側)への変更等。)
- (※)新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組み。